

名称：社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-067	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

社会医療法人財団慈泉会における 研究活動上の行動規範

決定者：



名称：社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-067	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

□ 規程の立案－決定プロセス

決定者	最高経営責任者
承認者	法人経営会議議長
審議（会議）	法人経営会議、医学研究センター会議
検討（委員会）	—
文書管理者	医学研究センター特任センター長
協働作成者	—
文書立案者	医学研究センター主任

□ 分類

第I分類（事業体名）	慈泉会 (J)
第II分類	組織関連 (O)
第III分類	組織管理

□ 制定・改定・更新履歴

年月日	版	内容
2025/9/1	初	制定



名称：社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-067	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

1. 目的

- 1.1 研究を行う全ての職員及びこれを支援・監督する者を対象に、研究を行っていくうえで求められる行動規範を定め、学術研究の信頼性と公正性を担保するため。

2. 適用範囲

- 2.1 本規程の適用範囲を以下とする。

(適用) 事業体	慈泉会
(適用) 部署	上記の全部署
(適用) 職種	上記の全職種

3. 定義

- 3.1 本行動規範における研究者とは、当会の所属員として研究に従事（責任者、分担者、協力者等）する全ての職員である。

4. 方針

- 4.1 研究者は常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技能の維持向上に務め、科学的研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を行う。
- 4.2 研究者は、社会が抱く真理の様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 4.3 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的なコミュニケーションを行えるように努める。
- 4.4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、などの不正行為を為さず、また加担しない。
- 4.5 研究者は、責任ある研究の実施と研究不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質向上に取り組む。また、これを達成するために研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修会等を受講し、研究不正の防止に努める。
- 4.6 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の知的財産権に係わる

名称：社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範		初回施行日：2025/9/1
番号：J0-067	文書管理者：医学研究センター特任センター長	最終施行日：2025/9/1
版：第1版	決定者：最高経営責任者	次回更新日：2028/9/1

ものに関しては、守秘義務を遵守する。また、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行う。

5. 規則

- 5.1 研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守する。特に公的研究費は、国民の税金を主原資としており、当会が管理責任を負っていること、不正使用は当会の組織全体に深刻な影響を及ぼすことを十分認識しなければならない。
- 5.2 研究者は自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と所属組織又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

6. 教育

- 6.1 本書管理者は研究者および、各研究関係者に本規定について周知を行う。

7. 関連法規・指針・ガイドライン・参考等

- 7.1 科学者の行動規範－改訂版－（平成25年（2013年）1月25日）日本学術会議

8. 関連業務規定

- 8.1 社会医療法人財団慈泉会における公的研究費による研究実施規程
- 8.2 社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正行為の防止に関する規程

9. 様式・申請書・記録用紙等

なし